

●一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 契約規程

(平成9年3月27日 理事会決定)

改正 平成13年3月29日、平成24年3月27日、令和元年6月4日

題名改正 令和元年6月4日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「協会」という。）の行う契約について、別に定めがあるものを除き、その一般的な条件、手続等を定めることにより、適正な契約の締結と履行の確保を図ることを目的とする。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第2条 一般競争入札には特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2 理事長は、協会その他の官公庁において、次の各号の一に該当する事実があったと認める者をその事実があった後2年間、一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗暴にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約の履行することを妨げた者
 - (4) 契約の履行を確認するために行う監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 前2項に規定するものの他一般競争入札に参加しようとする者が備えていなければならない資格は、その都度理事長が定める。

(一般競争入札の告示)

第3条 理事長は、一般競争入札に当たっては、入札期日の5日前の日(入札者若し

くは落札者がないため、又は落札者が契約を締結しないため、若しくは落札を取り消されたため、期日を改めて再度の一般競争入札を行うときにあたっては、3 日前の日)までに次の各号について告示するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類等を閲覧させる場所及び日時
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) その他必要な事項
(入札保証金)

第 4 条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札の執行前に入札金額(単価による入札にあつては、入札金額の予定金額に予定数量を乗じて得た額)の 100 分の 3 以上の額(売払い又は貸付に関する入札にあつては、理事長がその都度定める額以上の額)の入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、別に定めるところにより、国債、地方債、その他の理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。
- 3 入札保証金(前項の規定により入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの後直ちに返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後直ちに返還する。
- 4 第 12 条の規定により落札を取り消された者の入札保証金は協会に帰属する。
- 5 落札者は、契約締結の際に、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
(入札保証金の納付の免除)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者がその参加資格を有する者で、過去 2 年間に協会その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に渡って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

(予定価格の決定)

第 6 条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする

る。ただし、一定期間継続して行う売買、供給等の契約に係る場合であって価格の総額を決定できないときは、単価について、その予定価格を定めることができる。

- 3 前2項の規定により予定価格を定める場合には、その物件又は役務の取引実例価格需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(最低制限価格)

第7条 理事長は、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の3分の2を下らない範囲で定めるものとする。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(入札の方法)

第8条 入札者は、入札書に所要の事項を記入し、封筒に入れて、これを提出しなければならない。

- 2 入札書は、理事長が特に認めたときは、書留郵便又はこれに相当するものにより郵送することができる。この場合には、外封に入札書が在中する旨を記載しなければならない。

- 3 入札代理人は、入札に際し委任状を提出しなければならない。

- 4 入札者及び入札代理人は、同時に他の代理人として入札に参加することができない。

- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- 6 入札の執行に際しては、当該入札に係る事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(入札の延期、中止又は取消し)

第9条 理事長は、必要と認めるときは、入札を延期し、中止又は取り消すことができる。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) その他この規定に定める入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第11条 理事長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(落札の取消し)

第 1 2 条 理事長は、落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は理事長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

第 2 節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第 1 3 条 第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指名競争入札の参加者の資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 1 4 条 理事長は、指名競争入札を行うときは、契約の種類及び目的並びに予定価格の金額に応じ 4 人（工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3 人）以上を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該入札の参加資格を有する者又は特殊な技術技能を要するため当該入札に参加できる者が 4 人（工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3 人）に達しない場合は、その全員を指名するものとする。
- 3 前 2 項の規定による指名競争入札の参加者の指名に係る手続等については、理事長が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名に係る通知)

第 1 5 条 理事長は、前条の規定により指名競争入札参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第 3 条各号に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 号に定める場合にあつては入札期日の 2 日前の日まで、第 3 号に定める場合にあつては入札期日の 6 日前の日までそれぞれ短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項の予定価格が 500 万円に満たない場合
入札期日の 2 日前の日
- (2) 入札に付する事項の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない場合
入札期日の 6 日前の日
- (3) 入札に付する事項の予定価格が 5,000 万円以上の場合
入札期日の 11 日前の日

(準用規定)

第 1 6 条 第 4 条から第 12 条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第17条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者のないとき。
- (6) 落札者が契約を締結しないとき。

(予定価格の決定)

第18条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第6条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格が100万円未満のとき及び理事長が特に必要がないと認めたときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(見積書の徴収)

第19条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、3人以上から見積書を徴するものとする。ただし、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により見積書を徴するときは、第2条第1項又は第2項の規定により一般競争入札に参加することができない者をその相手方としない。
- 3 理事長は、第1項の規定により見積書を徴するときは、第3条各号に準じた事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。

第4節 せり売り

(せり売り)

第20条 せり売りにより動産を売り払う場合には、第2条から第6条まで、第8条第3項、第4項及び第6項、第9条、第10条（第2号から第5号までを除く。）、第11条、並びに第12条の規定を準用する

第3章 契約の締結

第1節 通則

(契約書等)

第21条 契約は、契約書その他の書面（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、理事長が特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。

- 2 契約書等には、次の事項を記載する。ただし、契約の内容により必要のない事

項は省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額及びその支払方法
- (3) 履行の期限又は期日
- (4) 不履行の場合の責任の範囲
- (5) その他この規定に定めのない事項で、理事長と契約の相手方（以下「契約者」という。）が共に必要と認めるもの

3 契約書等の文言の解釈について疑義が生じたときは、その都度理事長と契約者との協議により解決するものとする。ただし、解決の方法について特に約定したときは、その方法による。

（契約保証金）

第 2 2 条 契約者は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を納めなければならない。

2 契約保証金は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

3 前 2 項の規定による契約保証金の納付は、別に定めるところにより、国債、地方債、その他の理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

4 契約保証金（前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、契約の履行後速やかに契約者に返還する。ただし、理事長は履行の進捗状況等により必要があると認めるときは、中途においてその全部又は一部を返還することができる。

（契約保証金の納付の免除）

第 2 3 条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に協会その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延期が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれが

ないと理事長が認めるとき。

(契約保証人)

第 24 条 契約者は、契約の締結に際し、理事長が必要と認めたときは、契約保証人を立てなければならない。

2 契約保証人の資格については、その都度理事長が定める。

第 2 節 工事の請負

(工事請負の契約書)

第 25 条 第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、工事の請負契約にあつては、契約書に記載する事項は、建設業法第 19 条第 1 項各号に掲げるものとする。

(一括下請負)

第 26 条 請負人が一括下請負をさせるとき、及びその下請負を変更するときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(共同請負)

第 27 条 工事の規模等により理事長が必要と認めて指定した工事については、2 以上の請負人が共同連帯してこれを請け負い、施行すること（以下「共同請負」という。）ができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、共同請負に関し必要な事項は、その都度理事長が定める。

第 3 節 購入、修繕又は改造及び賃貸借

(不動産購入の契約書等)

第 28 条 不動産の購入に関する契約書等には、第 21 条第 2 項各号に掲げるもののほか次の事項を記載する。

- (1) 移転登記を要するときは、その方法及び経費の負担区分
- (2) 当該不動産に他の権利が設定されているときは、その処理方法
- (3) 引渡し後に当該不動産にかしが発見されたときの処理方法

(動産購入の契約書等)

第 29 条 動産の購入に関する契約書等には、第 21 条第 2 項各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 納期の時期及び場所
- (2) 代金を分割払とすることは、その額及び方法
- (3) 分割履行させるときは、その方法

(動産の修繕又は改造の契約書等)

第 30 条 前条の規定は、動産の修繕又は改造に関する契約書等について準用する。

(賃貸借の契約書等)

第 31 条 賃貸借に関する契約書等には、次の事項を記載する。

- (1) 賃貸借期間、
- (2) 引渡場所
- (3) 賃貸借料金の額及びその支払い期日並びに契約解除の条件となる遅滞期間
- (4) 賃貸借の期間中及び返還の際に履行すべき事項
- (5) 転貸の許否

第4章 契約の履行

第1節 通則

(契約の解除)

第32条 理事長は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項または第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又はこの規定に違反する行為をしたとき。

2 前項の規定により、又は契約者の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、協会に帰属するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。

(違約金)

第33条 契約者の責めに帰する事由により契約の履行が遅延したときは、契約者はその遅延日数1日について契約金額の1,000分の2に相当する金額を違約金として納入しなければならない。ただし、違約金の率について特に約定したときは、その率による。

2 契約により期日を定めて分割履行する場合は、前項の違約金はその分割量に应ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りではない。

(不可抗力による延期及び不能)

第34条 契約者は、天災その他不可抗力によって履行遅延のおそれが生じ、又は履行不能となった場合には、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を理事長に申出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出を受けた場合は、履行の延期、契約の解除等所要の措置を講じるものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第35条 契約者は、契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りではない。

第2節 工事又は製造の請負

(着手の届出)

第 3 6 条 請負人は、工事に着手したときは、直ちに書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

(工事工程表及び請負代金内訳書)

第 3 7 条 請負人は、工事工程表及び請負代金内訳書を作成し、契約締結後 5 日以内に理事長に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、前項の規定により提出された工事工程表及び請負代金内訳書の内容について工事施行に支障を及ぼすような部分を認めたときは、これを訂正させることができる。

3 第 1 項の工事工程表及び請負代金内訳書は、理事長が特に認めた場合は、提出しないことができる。

(工事施行上の義務)

第 3 8 条 請負人は、工事施行に際し、監督者の指揮監督に従わなければならない。

2 請負人は、自ら工事施行に従事し、又は現場代理人及び工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。

3 請負人は、前項の規定により現場代理人等を定めたときは、その旨を理事長に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 請負人は、工事に要する物件のうち契約書等で特に指定されたもの及び施行場所については、監督者の検査又は指示を受けた後でなければ使用してはならない。

5 工事しゅん功後において検査を行うことが困難であると認めて理事長が指定した部分については、請負人は、その部分の施行が完了した都度検査を受けなければならない。

6 理事長は、請負人が前 2 項の規定による検査又は指示を受けないで使用又は施行を継続したときは、当該請負人の責任において工事目的物を破壊させ、検査をすることができる。

7 理事長は、請負人が工事施行のために使用している従事者等で、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものについては、当該請負人に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事の一時中止及び内容の変更)

第 3 9 条 理事長は、必要があると認めるときは、工事の一時中止又は内容の変更をすることができる。この場合において、理事長は相当と認めるところにより契約期間を伸縮することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による工事内容の変更に伴い請負代金額を増減したときは、その増減割合に応じて契約保証金を追徴し、又は返還する。ただし、理事長が別に定めるときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定による工事の一時中止又は内容の変更により契約事項に変更を生じた場合は、請負人は、理事長の指定する期間内に請書を提出しなければならない。
- 4 請負人は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる。
 - (1) 第1項の規定による工事の一時中止の日数が契約期間の日数の2分の1（当該契約期間の日数の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、工事の一部のみが中止された場合にあっては、その中止された部分を除く他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときに限る。
 - (2) 第1項の規定による工事内容の変更により請負代金とその3分の1以下になったとき。
- 5 前項の規定により請負人が契約を解除したときは、協会は、契約保証金を返還し、なお請負人に当該契約の解除による損害が存するときは、その損害を賠償するものとする。

（しゅん功検査）

第40条 請負人は、工事を完成したときは、直ちに書面をもってその旨を理事長に届出なければならない。

- 2 理事長は前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して14日以内（特別の事由により請負人との間に別に定めがあるときは21日以内）にしゅん功検査を行うものとする。
- 3 請負人は、理事長が特に認めた場合を除き、前項のしゅん功検査に立ち会わなければならない。
- 4 理事長は、しゅん功検査の際必要があると認めたときは、工事目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、破壊及び回復に要する費用は、請負人の負担とし、そのために履行期限を超えたときは、請負人の責めに帰する事由により遅延したものとみなす。

（かし発見の措置）

第41条 しゅん功検査に際し、工事目的物にかしが発見されたときは、請負人の責任においてこれを補修しなければならない。ただし、やむを得ない場合であって理事長が特に認めたときは、請負代金額を相当額減じてそのまま受けとることができる。

- 2 前項本文の場合には、更に補修日数について取り決めるものとする。ただし、当該取決めは、履行期限を経過した場合における第33条の規定の適用を妨げる

ものではない。

（工事目的物の引渡し）

第42条 請負人は、工事目的物がしゅん功検査に合格したときは、速やかに当該工事目的物を引き渡さなければならない。

（手直し工事の誓約）

第43条 理事長は、工事目的物の引渡しの際必要があると認めたときは、請負人に手直し工事の誓約をさせることができる。

（工事目的物の部分使用）

第44条 理事長は、第42条の規定による引渡し前であっても、特に必要であると認めるときは、請負人の同意を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

（請負代金の支払）

第45条 請負代金は、工事目的物の引渡しを受けた後に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、請求代金額が50万円以上の工事にあつては請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額（以下「既成部分額」という。）が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払いとして支払うことができる。

3 理事長は、工事仮設物並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督者の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督者の検査を要しないものにあつては、契約書等で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）については、これを部分検査に合格した既成部分とみなすことができる。

4 第2項の部分検査は、しゅん功検査の実施を妨げるものではない。

（既成部分等の帰属）

第46条 理事長は、協会及び請負人双方の責めに帰することができない事由によつて工事の請負契約の履行が不能となつたとき、及び第32条第1項又は第39条第4項の規定により工事の請負契約が解除されたときは、打切検査を行う。この場合において当該打切検査に合格した既成部分並びに部分払いの対象となつた工事材料及び工場製品は協会の所有とする。

2 理事長は、前項の規定により協会の所有となつた既成部分等の引渡しを受けたときは、請負人に対してその対価を支払うものとする。

（製造の請負の履行）

第47条 第37条及び第39条から前条までの規定は、製造の請負について準用する。この場合において、第40条第2項中「14日以内」とあるのは、「10日以内」と読み替えるものとする。

第3節 購入、修繕又は改造及び賃貸借

(購入又は賃貸借に係る動産の引渡し等)

第48条 契約者が購入又は賃貸借に係る動産を引渡すときは、あらかじめ指定場所に搬入し、理事長にその旨を通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に当該購入又は賃貸借に係る動産の検査を行うものとする。

3 第40条第3項及び第4項、第41条並びに第42条の規定は、購入又は賃貸借に係る動産の検査、引渡し等について準用する。

(動産の購入代金の支払)

第49条 動産の購入代金は、契約の履行後に支払う。ただし、分割して引渡すことができるものは、引渡し分に応じて分割払をすることができる。

(動産の修繕又は改造の履行)

第50条 前2条の規定は、動産の修繕又は改造の場合について準用する。

(動産の売払い)

第51条 動産を売り払う場合には、代金の受納後にその動産を引渡すものとする。ただし、理事長は、価格が100万円を超えるものについては、その10分の8以下の額を月賦払又は年賦払とすることを認めることができる。

2 買受人は、契約締結後5日以内に代金を支払い、その動産を引取らなければならない。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、取引上の慣行その他売払代金の受納前に動産の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、確実な担保を提供させ、又は利息を付して、売払代金の受納前に動産を引渡すことができる。

4 理事長は、前項の場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。

第5章 補則

(補則)

第52条 この規定に定めのない事項については、別に理事長が定める。

附 則

この規程は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の題名を「一般財団法人札幌市水道サービス協会契約規程」から「一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程」に改める。